

泉南秘第 105 号 令和6年8月21日

大阪社会保障推進協議会 会長 安達 克郎 様

泉南市長 山本 優真山羊門

### 要望書について(回答)

平素は市政の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、令和6年6月18日付でご提出いただいた要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

泉南市

行政経営部秘書人事課

(担当 津田)

〒590-0592

泉南市樽井一丁目1番1号

T e 1 072-483-0002

Fax 072-483-2563

Mail hisyo@city.sennan.lg.jp

### 要望事項

回答

# 1.職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

現在職員の削減は行っておらず、今後も原則として、 退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針 とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配 置に努めます。

(秘書人事課)

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さい手育で・教育・介護等の担い子育で・教育・介護等の担大さいるとは女性であるためには、女性の変形を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

理事者・管理職等のジェンダーバランスが偏っている 理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験 の受験者数が少ないこと等が考えられます。

令和5年度には、係長試験の見直しを行い、受験意欲のある職員が出産・育児等で受験をあきらめることのないようライフイベントを見据えた係長昇任制度を構築し、女性の管理職への登用に取り組んでいます。

(秘書人事課)

③大阪には多くの外国人が住 んでいる(現時点での外国人人 口と国別内訳をまずご提示いた だきたい) にもかかわらず、大阪 社保協調査でもなんら外国人 対応をしていない市町村が多 い。また、日本が読めて書ける 人でなければ対応できない申 請用紙が殆どである。ポケトーク などの変換器などの機器では 実際の現場では行政用語の変 換が難しい。日本語が話せな い、読めない書けない外国人の ために役所及び区役所に少な くとも数名の外国語対応ができ る職員を配置すること。現時点 で外国語対応ができる職員数 を明らかにすること。

令和6年7月31日現在の外国人登録人口は1,077人で、国別内訳は上位より、ベトナム(252人)、中国(174人)、韓国(156人)、インドネシア(137人)、フィリピン(99人)、その他(259人)です。(別添資料あり)

(市民課)

日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応します。

7月1日現在、外国語対応できる職員数は、国際交流 員やALTを含めて38人在籍しています。

また、外国にルーツがある来庁者に英語で正しく対応するノウハウを身に着けるため「庁内職員向け英語で窓口対応研修」を実施するなどして、外国語対応が可能な職員の増加に向けて取り組みます。

(秘書人事課)

# 2.こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

①2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

大阪府子どもの生活実態調査と同時に市での実態 調査は実施していません。

(家庭支援課)

②子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと

ロ、朝ごはんを食べていない子 どもたちの状況が指摘されてい る。地域の子ども食堂やNPO組 織、ボランティア団体などと協力 し学校での朝ごはん会が実施 できるよう制度化すること。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

イ、申請については、1枚の申請書で同じ世帯の市立小中学校に通う子ども全員分の申請を可能としており、簡素化を行っています。オンライン申請については、システム標準化のことも考慮し、今後検討します。支給額については、国の基準額を参考に決定します。

(教育サービス課)

ロ、ハ、大阪府よりフードバンク・フードパントリー等の情報が入った際には、子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に情報提供しています。

大阪府子どもの生活実態調査で朝ご飯を食べていない子どもの現状については、子ども食堂交流会等で情報を発信します。

(家庭支援課)

ハ、泉南市では、本市の自立相談支援機関であるここ サポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事 業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方へ の案内を行っています。

ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。

(生活福祉課)

二、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚についてフラッシュバックを引き起こしとでする。対況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うことを調査がありるためにした。外国語対応も行うこと。外国語対応も行うこと。

二、児童扶養手当の申請時および現況届の提出時においては、受給資格要件の審査のため、法令に基づいた書類の提出を依頼しています。また面談時にはプライバシーに配慮を行い、支給決定に必要となる最低限のものを聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。DV関連による聞き取りについても配慮を行い適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方には、制度の内容を説明し、母子・父子自立相談支援員が関係窓口へ同行するなど担当に繋いでいます。

外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。

(家庭支援課)

③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担額を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難です。今後も国・大阪府に対して、国における制度化と府制度の拡充の要望をします。また入院時食事療養費についても国・大阪府に要望します。

(家庭支援課)

妊産婦健康診査の助成や多胎児助成は実施していますが、医療費助成については、現在のところ実施していません。国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、 実施の検討を行います。

また、国・大阪府に対しての要望も検討します。

(保健推進課)

④小中学校の給食を自校式で 実施し、給食費を恒久的に無 償化すること。保育所・こども 園・幼稚園などの副食費を無償 化すること。 泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間 園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。

副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応します。

なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。

(保育子ども課)

幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担すること

が原則であると従来整理されています。幼稚園教育要領では、健康に関する内容として、「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつこと、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと」とされており、市立幼稚園では、保護者から毎月200円をお預かりし、季節感がわかるようなおやつ等を子どもたちに提供する等、各園で工夫しています。

(指導課)

給食施設の整備および運営・維持管理には相当の 費用が必要となりますので、本市の財政状況を踏まえ 経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理 方式での給食の提供は困難です。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。

(教育総務課)

⑤学校歯科検診で「要受診」と 診断された児童・生徒の受診状 況と、「口腔崩壊」状態になって いる児童・生徒の実態を調査す ること。「口腔崩壊」状態の児 童・生徒が確実に受診できるよ う、スクールソーシャルワーカー や家庭生活支援員ら第3者によ る付き添い受診を制度化するこ と。 各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果 を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把 握も行っているところです。

学校歯科検診で「要受診」と診断をされた児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は難しいと思われます。

(指導課)

⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上の第 5類に移行されたことを踏まえ、全小学校で昼食後の歯磨きを再開しました。

(指導課)

⑦障がい児(者)が身近な地域 で安心して健診や治療を受けら れるよう、一次医療圏に所在す 市内の歯科医院や在宅歯科診療可能な診療所の一覧などが、泉佐野泉南歯科医師会のウェブサイトに掲載されています。

る障がい児(者)歯科診療施設 を案内するリーフレットなどを作 成すること。 また、大阪府下の障がい者歯科診療施設の情報についても大阪府のウェブサイトに掲載されており、相談があった場合には、情報提供します。

(障害福祉課)

⑧最新の奨学金パンフレットを 作成するとともに自治体独自の 給付型奨学金制度を創設・拡 充すること。 市独自の奨学金の創設は、現状としては実現が難しい状況にあります。奨学金制度を必要とする方には、「進路相談支援事業」として泉南市人権協会において、奨学金に関する個別相談を行っています。また各中学校においても、進路指導のコーナーにポスター掲示を行っています。

(指導課)

⑨公営住宅(府営住宅以外)の 全戸数と最新の空家数をご教 示いただくとともに、「ハウジング ファースト」の考え方のもと、空 家の目的外使用により家を失っ た学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。 市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は129戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。

建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中 断していることから、当面は目的外使用による提供の予 定はありません。

(住宅公園課)

⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

国実施事業として「保育士等宿舎借り上げ支援事業」で保育所等の事業者が、保育士等用宿舎借り上げを支援するために必要な費用の補助を行っています。

市独自事業としては、「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を実施。保育士等の資格を有するが現在就労していない方を対象に市が臨時的任用職員として、公立こども園において、一定期間雇用し、園の職員が指導・支援を行いながら保育現場への就職を支援しています。

保育士資格の取得を目指す学生に対しても、「保育学生就職支援プログラム」を実施。公立認定こども園で保育補助員として受け入れ、現場実習を行いながら不安などを解消して就職ができるよう支援しています。

また、「保育人材確保定着支援事業」として、新規採用者への祝金・永年勤続者への慰労金などを実施する 民間保育施設に、費用の補助を行っています。

(保育子ども課)

学童保育指導員に関して、泉南市では家賃補助制 度や奨学金制度等の実施については、現在のところ 未定ですが、近隣市町の動向などを踏まえ、必要に 応じて判断します。

(生涯学習課)

①役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

市役所庁舎においては「Osaka Free Wi-Fi Lite」が接続可能となっています。詳しくは下記URLから「Osaka Free Wi-Fi Lite 利用方法・つなぎ方」をご確認ください。

https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/soumu/somuka/soumukakari/annai/1462938426660.html

(総務課)

他市又は本市各施設の導入状況等を情報収集し、検討します。

(保健推進課)

総合福祉センターでは、利用者の利便性の向上を図るため、フリーWi-Fi機器を3ヵ所設置しています。

(長寿社会推進課)

市内の4公民館のうち3公民館にフリーWi-Fiが設置されています。残り1公民館は、災害時には利用可能ですがフリーWi-Fiに変更する予定はありません。

(文化振興課)

青少年センターではWi-Fi機器の設置を行い、必要に応じて貸館利用者の利便性向上のため必要に応じて活用いただいています。フリーWi-Fiについては、さらなる利便性向上のため、今後検討します。

(生涯学習課)

市民交流センターでは、貸館利用者の利便性の向上を図るため、令和2年12月にフリーWi-Fi機器を設置し、必要に応じて利活用いただけるようにしています。

(人権推進課)

②万博予定地の夢洲は、下水 汚泥など96万トンが埋め立てら れた島であり、メタンなどの可燃 性ガスが発生し続けており3月2 8日の万博会場工事におけるガ ス爆発事故は、汚泥を埋め立て 万博の招待事業の活用については、次世代を担う子どもたちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れる機会でもあるため、安全性が確保される会場での参加については、各校の意向を尊重しています。

(指導課)

た人工島の表面をアスファルト やコンクリートなどで覆って多く の人を集めるイベントを開催す る会場とするにはあまりにも危 険であることを証明した。また、 駐車場からゲートまで片道30分 の道のりに屋根はなく、炎天下 や大雨の中を歩かなければなら ない。となりのカジノ建設現場か らは有害物質を含む粉塵が舞 い上がっている。子どもたちが 学校ごとにまとまって弁当を食 べる屋根付きの場所は限られて おり炎天下で弁当をとらざるを 得なくなる学校も出てくる可能 性がある。子どもたちのいのち を守る、安全を確保する具体的 な方策が示されていない中で 学校行事として万博に子どもの 参加をさせないこと。

# 3.医療•公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカー ドと健康保険証の原則一本化 (マイナ保険証)の方針に基づ き、本年12月2日より、現行の健 康保険証が廃止される(1年の 経過措置あり)。この間のマイナ 保険証を巡っては現在も医療 現場ではトラブルが続いてい る。また、国民健康保険を担当 する自治体職員の業務も通常 の多忙な業務に加え、「資格確 認書」や「資格情報のお知らせ」 などの発行・発送や電子証明書 の有効期限が切れた方への対 応など次から次へと新たな対応 を自治体に求めてくる。こうした ことを受けて、全国の自治体で 「現行の健康保険証の存続を 求める意見書」採択が広がって

有効な保険証が無効と表示されたり、高齢者の負担 割合が異なって表示されるなど、マイナ保険証を巡る医療機関でのトラブルについては新聞、テレビ等各種報道で確認しています。また、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等の対応において職員の作業負担も増加しているところではありますが、国保の広域化に伴い、本市単独ではなく大阪府や府内自治体の動向も注視しつつ対応します。

(保険年金課)

いる。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

②新型コロナウィルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに終 息していない。また、麻しんや 結核など新型コロナ以外の感 染症も増加傾向にあり、医療現 場では緊張が高まっており、ト ータルの感染症対策の構築が 求められている。大阪府は第8 次医療計画を発表したが、新型 コロナウィルス感染症パンデミッ ク時のように再び保健所の業務 逼迫で感染者への対応が遅れ るという事態を生まないために も、新興感染症対策も含めたま た、精神保健、母子保健など保 健所・保健師の多岐にわたる役 割・事業が滞ることの無いよう、 二次医療圏内での保健医療協 議会の議論などで、保健所職 員など公衆衛生分野の正規職 員を増やすことを強く求めるこ と。

感染症、健康危機管理、母子保健、精神保健等、保健師等の果たす役割は多岐にわたっており、今後人事部局へも必要な人員要望を行います。

(保健推進課)

③PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

泉南市は土壌汚染の事務移譲を府から受けておりませんので、土壌検査については大阪府が実施主体となります。

(環境整備課)

PFAS血液検査等の実施については、今後国・府の動き等情報収集に努めるとともに近隣市町の取組等を参考に検討します。

(保健推進課)

# 4.国民健康保険

①2024 年度からの大阪府統一 国保は際限なき国保料の引き 上げを引き起こし、自治体が長 年の国保行政で積み上げてき 国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同

じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めてきたところです。国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額および減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。

また本市においては、大阪府からの借入金があり実質的には赤字であるため、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。

(保険年金課)

②18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪に対し病手当を大国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の容、徴収の猶予、一部負担を存むがりやすいチラシ申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請・オンライン申請ができるより、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

子どもの均等割について、未就学児の均等割は令和 4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長 会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要 望を行います。

傷病手当金については、国保の広域化に伴い、大阪 府や府内自治体の動向を注視しつつ対応します。

減免制度等の周知については、市ウェブサイトに掲載しており、市独自減免は別途手続方法を記載した納付等に関するチラシを作成し納付通知書に同封の上、送付しています。各種申請については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。

(保険年金課)

③3 月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

マイナンバーカードを保有されていない、または、保有しているが健康保険証と紐づけされていない被保険者に対し、本年12月2日以降、「資格確認書」を発行するにあたり事務処理を行っているところです。2025年10月以降の「資格確認書」の発行については、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応します。

(保険年金課)

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

現在、決定通知・納付書ついては、外国語対応をしておりませんが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。 (保険年金課)

# 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

本市の健康づくり計画「健康せんなん21」においても、がん対策を重点項目と位置づけ、がん検診受診率向上策に取り組んでいます。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。事業の分析・評価を行い、今年度策定中の次期計画策定に反映します。

(保健推進課)

泉南市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)および第4期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取組と位置付けています。令和4年度実績は、国(市町村国保)37.5%、大阪府31.0%、泉南市35.8%です。泉南市においては令和3年度に比べ、5.3%と向上しています。

さらに受診率の向上を目指すために、web予約の導入、がん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を 実施すること、健診内容の充実として測定会と集団健診 の同時実施を行います。さらに、国保に新規加入される 方に対して窓口で積極的に対面にて受診勧奨を行います。

外国語対応について、スマホやタブレットを使用する と、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国 保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導について も掲載しています。

(保険年金課)

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市長村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少

本市の健康づくり計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、20歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を実施しています。費用は無料で、広報紙等で歯科保健について普及啓発に努めています。歯科健診の対象範囲の見直しについても、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。

(保健推進課)

歯科健診を受けるにあたり、障害を理由とした配

ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。

(障害福祉課)

# 6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立ては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

第9期の保険料策定にあたっては、被保険者の負担能力(所得)に応じた保険料の段階の細分化を継続した上で、高齢化による介護給付費が増加する中でも、基金を活用することで第1段階および第3段階の保険料を引き下げ、その他の段階については、第8期と同額としました。

増加が見込まれる介護給付費について、介護予防・ 重度化防止を推進し、今後も保険料上昇の抑制に努め ます。

(長寿社会推進課)

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること

介護保険料については、非課税者および低所得者を含め、所得に応じた保険料を設定しており、なおかつ、本市においては、市民税非課税世帯を主な対象とする独自の減免を行っています。

(長寿社会推進課)

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートスティ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

保険の法的給付については、国費、府費、保険料等の財源があるが、自治体の独自事業を行うとその財源を保険料に転嫁する必要があります。

(長寿社会推進課)

④総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について

本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。

イ、利用者のサービス選択権を 保障し、サービスについて、す べての要支援認定者が「従来 (介護予防訪問介護・介護予防 通所介護)相当サービス」を利 用できるようにし、従来相当サ ービスの利用を抑制しないこ (長寿社会推進課)

と。また、新規・更新者とも要介 護(要支援)認定を勧奨し、認 定申請を抑制しないこと。

ロ、総合事業(介護予防・日常 生活支援サービス事業)の対象 を要介護 1~5 認定者の拡大し ないこと。

ハ、「訪問型サービス」の単価に ついては、訪問介護員(介護福 祉士、初任者研修終了者など の有資格者)が、サービスを提 供した場合は、従来の額を保障 すること。

ニ、いわゆる「自立支援型地域 ケア会議」など、介護サービス からの「卒業」を迫り、ケアマネ ジメントに対する統制を目的とし た運用を行わないこと。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、 特別養護老人ホームなど介護 保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、今後も適切にサービスが提供されるように取り組みます。

(長寿社会推進課)

泉南地域の5市3町および大阪府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会、老人施設部会、社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応するため、各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、介護人材の確保に取り組みます。

(長寿社会推進課)

特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方を優先的に選考できます。また、高齢者の安全・安心な住まいの提供は

保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画については都市整備部局や大阪府と連携し、事前把握に努めています。

また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿 社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにし て入所待機者の解消に向け取組を行っています。

### (長寿社会推進課)

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護 1,2 の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

介護保険事業財政や被保険者の過度な負担とならないか等、今後の詳細な国の制度設計を注視し、対応します。

(長寿社会推進課)

⑨高齢者の熱中症予防対策を 抜本的に強化すること。実態調 査を実施するとともに、高齢者 宅を毎日訪問し熱中症にならな い対策(クーラーを動かすなど) ができるように、社会福祉協議 会、事業者、NPO などによびか け小学校単位(地域包括ケアの 単位)で見守りネットワークづくり など、具体的施策を実行するこ と。介護保険の給付限度額の 関係で、町の熱中症予防シェ ルター(開放公共施設)へ介助 を得て避難する事が困難なケ ースへの対策を各自治体が立 てること。とくに、高齢者が「経 済的な理由」でクーラーが利用 できない事態とならないように緊 急に電気料補助制度をつくるこ と。

高齢者などの要支援者を見守る際に、熱中症に対して啓発を行えるよう見守りネットワークや、概ね小学校区単位で実施している小地域ネットワーク活動、地域で活動されている民生委員児童委員協議会、日常生活圏域ごとに開催している地区ケア会議などの地域を見守る活動を行う団体に対し、熱中症に関する情報を共有し、見守りを行っています。

(長寿社会推進課)

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

介護保険証のマイナンバー化について、国は介護サービスの需要増大や多様化に加え、介護人材不足も見込まれる中、情報通信技術を活用した業務の効率化が図られるとし、また、被保険者側としても例えば、要介護認定の区分変更があったとしても、保険証の再発行が不要となるなど手続き上の効率化が考えられます。

一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、今後の国の制度設計について注視します。

### (長寿社会推進課)

①軽度難聴者への補聴器購入 資金助成制度を実施すること。 補聴器については、障害者手帳所持者を対象とした 障害者施策だけでなく高齢者施策として、高齢期の聴力低下に対応し、高額ではあるが補聴器を活用することで社会参加や地域交流を促してフレイル予防や認知症予防に資するものであることは認識しています。また、加齢性難聴を対象とした補聴器等の購入費用について、市長会を通じて、国および大阪府に対し財政支援等、積極的な措置を講じるよう要望しています。

### (長寿社会推進課)

②新型コロナワクチン接種費用 への公費助成を実施するととも に、介護施設・事業所へのコロ ナ検査キット等の配布を行うこ と。 定期接種化に伴い、国の方針に基づき、秋より実施します。自己負担額は近隣市町と調整をはかり、統一単価とし、また低所得者の方の負担軽減策を実施します。

(保健推進課)

令和5年度までは大阪府の実施する「高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査」および「高齢者施設等(通所系・訪問系サービス)の従事者等に対する定期PCR検査」の実施についての周知に努めておりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、他の5類感染症と同様の扱いをしています。その上で、現状を鑑み、介護施設・事業所でクラスター等が発生した際には、国の基準に基づき市への報告を求めており、その際に衛生物品等の不足を把握した場合には、市の備蓄する衛生物品等を供与しています。

### (長寿社会推進課)

③2022年10月より75歳以上の 医療費が2割化され、「2割化」 の影響による「受診控え」が起き ている調査結果も出されてい る。大阪府は2021年3月をもっ て老人医療費助成制度を廃止 したが、高齢者の命と健康を守 る上で、高齢者を広く対象にし た助成制度の創設を強く求め る。 75歳以上の後期高齢者の医療費は、約5割を公費で 負担し、約4割が現役世代の負担(支援金)によって支 えられています。令和4年(2022年)以降は、他の世代よ り突出して人口の多い団塊の世代が75歳以上になって くるため、医療費はさらに増大し、現役世代の負担がさ らに大きくなることが懸念されています。こうした中で、現 役世代の負担を少しでも減らしていくと同時に、全ての 世代が安心して医療を受けられる社会を維持するため に、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しが 行われました。今回の見直しにより、窓口負担割合が2 割となる方には、外来の医療費が大幅に増えないように するための配慮措置が設けられています。

(保険年金課)

個帯状疱疹は80歳までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

国の定期予防接種化の方針により、具体的な方針が示されましたら、接種体制整備を図ります。

(保険推進課)

# 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定および国の通達により、一律に介護保険を優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当およびケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討します。

(障害福祉課)

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、 障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。

(障害福祉課)

③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活を総合的に支援をは会生活を総合的に基づく自立を接給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び現り、令和の具体例等について」(令和

事務処理要領に基づき、運用しています。

(障害福祉課)

| 5年6月30日)等で厚生労働省  |                         |
|------------------|-------------------------|
| が示す基準にもとづく運用を行   |                         |
| うこと。             |                         |
| ④介護保険優先は二重給付の    | 一律に介護保険を優先させるのではなく、障害者  |
| 調整であり、「介護保険優先」は  | の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支 |
| あくまで原則を示しているに過   | 給をしており、支給基準等にも記載しています。  |
| ぎず、個々の状況に応じて障害   | (障害福祉課)                 |
| 福祉サービスの継続も可能な    |                         |
| 例外があることという事実を、自  |                         |
| 治体の HP や障害者のしおりな |                         |
| どに正確に記述すること。     |                         |
| ⑤介護保険対象となった障害    | 国の動向を注視し、今後検討します。       |
| 者が、介護保険への移行をせ    | (障害福祉課)                 |
| ず引き続き障害福祉サービスを   |                         |
| 利用する場合においては、現    |                         |
| 行通りの基準を適用するよう国   |                         |
| に求めること。          |                         |
| ⑥介護保険対象となった障害    | 国の動向を注視し、今後検討します。       |
| 者が、介護保険サービスを利用   | (障害福祉課)                 |
| しかつ上乗せで障害福祉サー    |                         |
| ビスを利用する場合の新たな国   |                         |
| 庫負担基準を創設するよう国に   |                         |
| 求めること。           |                         |
| ⑦障害福祉サービスを継続して   | 利用者の障害特性に配慮の上、ケアプラン作成事  |
| 受けてきた方が、要介護認定で   | 業所とも調整しており、現状では、大半の方に障害 |
| 要支援1、2となった場合、総合  | 福祉サービスを実施している事業所を継続利用して |
| 事業における実施にあっては障   | いただいています。               |
| 害者に理解のある有資格者が    | (障害福祉課)                 |
| 派遣されるようにすること。    |                         |
|                  |                         |
| ⑧障害者の福祉サービスと介    | 障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置と  |
| 護サービス利用は原則無料と    | して、国により、低所得の方が無理のない負担でサ |
| し、少なくとも市町村民税非課   | ービスが利用できるよう一定の措置が講じられてい |
| 税世帯の利用負担はなくすこ    | ます。                     |
| と。               | (障害福祉課)                 |
| ⑨2018年4月診療分より見直さ | 府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応します。 |
| れた重度障害者医療費助成制    | (障害福祉課)                 |
| 度において、自治体独自の対    |                         |
| 象者拡大・助成制度の創設を    |                         |
| 行うこと。            |                         |

# 8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活 保護申請数、決定数が伸び悩 んでいる。特に申請を躊躇わせ る要因となっている意味のない 「扶養照会」は行わないこと。窓 口で明確に申請の意思を表明 した場合は必ず申請を受理す ること。

他法他施策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を 説明した上で、適正に行っています。扶養照会につい ては、個々の世帯状況により、世帯の意思を尊重し対 応しています。また、申請意思があれば、申請を受理し ています。

(生活福祉課)

②大阪府および18市町村で実 施された「令和5年度子どもの生 活実熊調査」においても困窮度 I世帯での生活保護受給率の 低さが指摘されている。各自治 体においては、寝屋川市などが 作成されている「生活保護は権 利です」という住民向けポスター を作成し申請・利用のハードル を下げ、必要な人が使える制度 にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター http s://www.city.sapporo.jp/fukush i-guide/documents/hogoposte r.pdf

寝屋川市生活保護チラン hogo a.osaka.jp)

shinseisodan.pdf (city.neyagaw 枚方市生活保護ホームページ https://www.city.hirakata.osak a.jp/0000007864.html③ケースワーカーは「福祉専門 職」採用の正規職員で、最低で も国の基準どおりで配置し法令 違反をしないこと。ケースワーカ

ーの研修を重視し、生活保護

手帳・問答集の内容を踏まえた

生活保護行政を実施すること。 保護費の決定通知書には何が

どれだけ支払われているのかな ど内訳が誰が読んでもわかるも

現時点ではポスター作成はしていません。相談に来 られたときなどで冊子等も用いて生活保護制度のご理 解をいただけるよう、説明に努めています。

(生活福祉課)

社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯 に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるよ うに人事部局に申し入れをしています。

ケースワーカーとしての着任初年度は、特にCW研修 に参加するようにしています。

母子世帯等に関わらず、人権侵害などの対応となら ないよう、生活保護法に基づき適正に行っています。

(生活福祉課)

| のとすること。              |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (④シングルマザーや独身女性       | 令和6年7月1日現在、9名のCWのうち7名が女性で  |
| の担当は必ず女性ケースワー        | す。基本的に母子、女性(既婚、独身に関わらず)世帯  |
| カーとし家庭訪問も必ず女性ケ       | は必然的に女性CWが同行するようになっています。   |
| ースワーカーが行くこと。そうで      | (生活福祉課)                    |
| なければ人権侵害・ハラスメント      |                            |
| がおこる危険性があることを認       |                            |
| 識すること。               |                            |
| ⑤自治体で作成している生活        | 本市では生活保護の「しおり」内の漢字にルビを振    |
| 保護の「しおり」は生活保護利       | り、理解度の向上に努めています。「しおり」と申請書は |
| 用者の権利性を明記し制度を        | 相談に来られた方の求めに応じ、配布することとしてい  |
| わかりやすく、必要な情報を正       | ます。特に「しおり」については2種類を作成し、相談に |
| しく解説したものとすること。「し     | 来られた方と受給決定した方で内容を分けており、生活  |
| おり」と申請書はカウンターなど      | 保護制度の理解促進を図っています。          |
| に常時配架すること。(懇談当日      | (生活福祉課)                    |
| に「しおり」「てびき」の内容を確     |                            |
| 認しますので、必ず作成してい       |                            |
| るものの全てと申請用紙を参加       |                            |
| 者全員にご配布ください)         |                            |
| ⑥警察官 OB の配置はやめるこ     | 当市において現在警察官OBを配置しておらず、配    |
| と。尾行・張り込みや市民相互       | 置する予定はありません。               |
| 監視をさせる「適正化」ホットライ     | (生活福祉課)                    |
| ン等を実施しないこと。          |                            |
| ⑦物価高により低い生活保護        | 大阪府および国への要望事項として検討します。     |
| 基準では暮らせない人が続出        | (生活福祉課)                    |
| している。国に対して物価上昇       |                            |
| に見合った最低生活費とするよ       |                            |
| う要望すること。             |                            |
| ⑧住宅扶助については、家賃・       | 国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。現    |
| 敷金の実勢価格で支給し、平        | 在、特別基準の設定の積極的実施については、実情に   |
| 成 27 年 4 月 14 日の厚生労働 | 応じ、個別に対応するよう努めています。        |
| 省通知に基づき経過措置を認        | (生活福祉課)                    |
| め、特別基準の設定を積極的        |                            |
| に行うこと。               |                            |
| ⑨医療抑制につながる医療費        | 薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康     |
| の一部負担の導入と、ジェネリ       | 被害の防止とあわせ、本人の状況に応じ薬局より管理   |
| ック医薬品の使用の義務化、調       | 指導を実施することにより、健康管理に寄与し医療扶助  |
| 剤薬局の限定は実施しないよう       | 費の適正効果を見込んでいます。            |
| 国に求めること。             | (生活福祉課)                    |
| ⑩国に対し、大学生、専門学生       | 世帯としての意思を認識できる面談を行っています。   |
|                      |                            |
| の世帯分離は、あくまで世帯の       | (生活福祉課)                    |

意思を尊重することを国に要望すること。

# 9.防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

小学校・中学校の体育館の空調設備については設置に向け、今年度設計を行い、令和7年度にはすべての小中学校の体育館に空調設備を設置する予定です。また、災害時における避難施設としての洋式トイレの必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては、危機管理部局と連携し検討します。

### (教育総務課)

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

スフィア基準に示されている最低基準に対し避難所の一人当たりの広さは確保できており、水とトイレの提供については関係機関等の協力を得つつ基準以上の提供を行っていくため、関係機関等と調整して計画を具体化します。

### (危機管理課)

②高層住宅が増えてきている。 高齢者、障がい者が災害時に 高層住宅で日常生活を維持す るには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住 宅管理者に対しても指導・啓発 活動を実施すること。 高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組みます。また、住宅管理者等に対して適切な助言を行います。

(危機管理課)

# 外国人登録人員調入

1頁 古 令和 6年 8月 7日 作成 | **合和 6年 8月 7日 作成**  $\infty$ X 眠 市 以上  $\infty$ ~ . ~ K 16歳 വ 眠 က 古山 無米 Т 16歳 眠 名 H 令和 6年 7月31日現在 ニュージーランド オーストラリア フィンランド アイルランド インドネシア ルーマニア スリランカ コロンビア マレーシア フィリピン ブルガリア オパール トンイル メキシコ ブラジル ボリビア カナダ シリア インドド ケニア ーユペ 朝鮮 韓国 田田 

# 外国人登録人員調べ

2頁 19 252 2 12 1,077 古 202 3 9 71 ¥ 572 13 2 9 6 181 2 眠  $\infty$ 19 6 248 12 1,012 2 市 以上 9 20 477 ¥ 16歳 178 535 13 2 2 6 2 馬 65 4 丰 **拠米** 28 K 6 競 3 37 眠 名 1 H ŲΠ 令和 6年 7月31日現在 バングラデシュ モザンビーク ベトナム ドイジ トルコ 英国 米国 台湾